

留学期間中(BIE Program 除く)の日本学生支援機構奨学金の取り扱いについて

日本学生支援機構において、留学期間中(BIE Program 除く)の奨学金は次のとおり取り扱うことが定められています。

日本学生支援機構奨学生は、留学決定時・帰国後すみやかに、必ず学生部へ行き、各自で
所定の手続きを行ってください。留学中の場合であっても毎年継続手続きが必要となるので、
12月～1月頃に「スカラネットパーソナル(インターネット)」にて手続きを行ってください。
これらの手続きを怠った場合、奨学金の継続や復活がされない、また廃止される場合
がありますので、注意をしてください。

なお、不明点等あれば、学生部窓口(深草・瀬田)で問い合わせてください。

	留学期中の学籍	留学前の手続き		留学中の手続き	留学終了後の手続き	復学後の取扱い	
第一種奨学金	留学生在学	＜留学中も貸与を希望する場合＞			留学期間終了後自動的に奨学金が継続貸与	卒業期が延びても貸与終期の延長はありません	
		学生部へ相談 →休止になる場合があります	毎年12月～1月頃に継続手続きが必要 (留学中の場合でも) ※未手続きの場合奨学金は廃止				
	休学	＜奨学金が休止でも問題ない場合等＞			学生部へ奨学金復活の手続き→「異動願(届)」を提出 ※未手続きの場合、奨学金は復活されません		
		学生部へ奨学金休止の手続き →「異動願(届)」を提出					
第二種奨学金	留学生在学	＜留学中も貸与を希望する場合＞			留学期間終了後自動的に奨学金が継続貸与	留学で卒業延期の場合1年以内の範囲で貸与期間延長の申請が可能	
		学生部へ相談 →休止になる場合があります	毎年12月～1月頃に継続手続きが必要 (留学中の場合でも) ※未手続きの場合奨学金は廃止				
	休学	＜奨学金が休止でも問題ない場合等＞			学生部へ奨学金復活の手続き→「異動願(届)」を提出 ※未手続きの場合、奨学金は復活されません		
		学生部へ奨学金休止の手続き →「異動願(届)」を提出					
修学支援新制度	留学生在学	＜留学中も給付を希望する場合＞			留学期間終了後自動的に奨学金が継続貸与	卒業期が延びても給付終期の延長はありません	
		給付奨学金	学生部へ相談→休止になる場合があります	毎年12月～1月頃に継続手続きが必要 (留学中の場合でも) ※未手続きの場合奨学金は廃止			
		授業料減免	停止になる場合があります	「継続申請書」の提出が必要			
	休学	＜奨学金が休止でも問題ない場合等＞			学生部へ奨学金復活の手続き→「異動願(届)」を提出 ※未手続きの場合、奨学金は復活されません		
		給付奨学金	学生部へ奨学金休止の手続き「異動願(届)」を提出				
		授業料減免	停止の「申請書」の提出が必要				

【日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）について】	
現在、国内での奨学金貸与状況	申請手続き
貸与なし（留学中のみ貸与を希望）	第二種奨学金（短期留学）を新たに申請
第一種奨学金を貸与	第一種奨学金と第二種奨学金（短期留学）の併用貸与が可能なため、第一種奨学金は「留学奨学金継続願」で継続貸与を申請し、第二種奨学金（短期留学）は新たに申請
第二種奨学金を貸与	<u>留学時特別増額貸与奨学金を希望する場合</u> 、第二種奨学金（国内）と第二種奨学金（短期留学）の重複貸与は不可能なため、第二種奨学金（国内）は「異動願(届)」で休止の手続きをとり、第二種奨学金（短期留学）を新たに申請

＜問い合わせ先：学生部（深草・瀬田）＞ shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp

以 上